社会保障審議会少子化対策特別部会 第10回(9/5)~第18回(11/21)における 委員等から出された主な議論

第19回社会保障審議会 少子化対策特別部会

平成20年12月3日

資料3

(目 次)

1	制度改革の検討が必要となっている背景について	1
2	保育サービスの必要性の判断基準	7
3	利用方式のあり方を中心とする保育サービスの提供の仕組みについて	1 4
4	多様な提供主体の参入について	20
5	保育サービスの質(1)	2 2
6	保育サービスの質(2) (認可外保育施設の質の向上)	29
7	地域の保育機能の維持向上	3 7
8	多様な保育サービス(延長保育・休日保育・夜間保育・病児病後児保育等)	3 9
9	放課後児童クラブ	4 2
10	すべての子育て家庭に対する支援の仕組み	4 6
11	経済的支援	5 1
12	情報公表・第三者評価等について	5 2
13	財政方式・費用負担	5 5
14	その他	5 7

1 制度改革の検討が必要となっている背景について

- 女性の就業率上昇 や働き方の多様化等 の変化への対応の 必要性
- 待機児童は現に認可保育所に申し込んで待っている人。最初から申し込むことを諦めてしまっている人たちがたくさんいる。他の社会保障制度に比べニーズが潜在化している。〔第12回·宮島委員〕
- 今いる待機児童を解消しても、労働力率と出生率を上げれば、もっと潜在需要が出てくる。 それを解決しなければ社会保障の持続可能性は危うい。〔第12回・駒村委員〕 1

○ 女性の就業率上昇 や働き方の多様化等 の変化への対応の 必要性	○ 日本の幼い子どもがいる母親の就業率の低さ・就業希望の大きさは国際比較でも際だっており、待機児童は、こうした人たちを外してカウントされているもの。出生率が上がればさらに需要が増えるのであり、それを確認した上で、大きな政策転換が必要。〔第12回・庄司委員〕
(続き)	○ 現行制度のままでは、都市部と地方部に課題が二極化した状況に対応できない。運用上で解決できない制度的な課題をクリアにする必要。〔第12回・吉田委員〕
○ 就労支援の役割に 対する期待の高まり、 多くの家庭が利用する	○ 従来の児童福祉の枠組みから一歩踏み込んで、両立支援という新しい使命が緊急的・ 国家的課題になっていることを強く認識すべき。〔第12回・駒村委員〕
サービスとなってきたことへの対応の必要性	○ 出生率の回復と女性の労働市場参加のどちらか一方しか成立しない場合、社会保障全体の持続可能性が極めて厳しくなる状況にあり、二兎を追わなければいけない。しかも早急に。社会保障に占める新しいシステムの重要性の認識をあらためて関係者が共有する必要。〔第12回·駒村委員〕
○ 保育サービスの利用保障や公的責任の強化の必要性	○ 子ども家族政策の視点をベースにしながら、かつ、労働政策的なスピード感の視点も入れなければならないという両方の構造。〔第12回・吉田委員〕
	○ 少子化·人口減少は、国家の競争力·国力に直結する問題であり、国家戦略的な視点でのアプローチが必要。〔第12回·福島委員〕
	○ 全体の仕組みの中で、過渡期対策を行うのが良いのか、待機児童が多い地域のみで考えるのかという議論がある。〔第12回・山縣委員〕
	○ 待機児童のいる市町村に、20~30代の女性の3分の2が居住しているということだが、そのことをもって、認可制度を柔軟にして認可外の活用というのではなく、冷静な議論が必要。 保育の実施義務の例外規定について、きちんと市町村に理解してもらうことが必要。〔第18回・山縣委員〕

~ į

- 就労支援の役割に 対する期待の高まり、 多くの家庭が利用する サービスとなってきた ことへの対応の必要性
- 保育サービスの利用保障や公的責任の 強化の必要性

(続き)

- 今いる待機児童を解消しても、労働力率と出生率を上げれば、もっと潜在需要が出てくる。 今の待機児童を解消すれば良いという問題でシステムを考えるのではない。〔第12回・駒村 委員〕
- 今いる待機児童の解消のためだけにこの議論をしているのではなく、まさに両立支援が極めて緊急課題であり、質を下げずにいかに拡大していくかということ。今いる待機児童の解消の話から、一歩も二歩も進まなければならない話。〔第18回・駒村委員〕
- 今いる待機児童も、市町村がかなり抑制的に押さえているもの。また、待機児童が少数であっても、大幅な定員超過で吸収しているところもかなりある。〔第18回・吉田委員〕
- 認可保育所をあきらめた人たちが、公の本来の支援から外れていることについて、不公平という声がある。〔第12回·宮島委員〕
- 保育サービスを受けられる人たちと受けられない人たちの公平性の確保を、量が不足している中では過渡的に考えなければならない。〔第12回・佐藤委員〕
- 保育所の選択制といっても、産後休む間もなく、入園に対して努力しなければならず、切羽詰まっている。どれだけ自分の困窮度をアピールしていくか等、ノウハウに走りがち。目の前の子どもに向きあえず、子育てする権利が保障されていないようなところがある。さらに、祖母や夫から「預けてまで仕事をしたいのか」と反対からスタートする方も結構いて、厳しいというのが実感。〔第16回・原参考人〕
- いろいろなメニューをやっているかどうかだけで選んでいかざるを得ないようなことは避けて欲しいと思うが、やはり期限があって入れるか入れないかという瀬戸際にいるので、100%納得しなくても入所を決める人がとても多い。〔第16回・原参考人〕

- 働き方の多様化等 を踏まえ利用者視点 にたった仕組みとする 必要性、選択性の向 上
- 今の認可保育所は、必ずしも様々な働き方のニーズに合っていない部分がある。〔第12 回·宮島委員〕
- 今までの認可保育所は、朝から夕方まで、毎日来ることを前提にした保育を行ってきたが、 やはり短時間就労者にも保育は必要。これを認可保育所とは別の対応とするのか、それと も認可保育所が今までとは違った保育のあり方を考えていくのか。〔第12回・庄司委員〕
- 時間外、夜間・休日、求職者の対応等多様なニーズに対して、すべて今の認可保育所で 対応しなければならないのかどうか。提供の仕方を変える方法もある。〔第12回・大石委員〕
- サービスとして、保育所に限定するより、家庭的保育など範囲をもう少し緩やかに捉えて 良いのではないか。〔第13回・山縣委員〕
- パートを含めた不定期勤務の多様な働き方については、一時預かりや幼稚園の延長保育なども総合的に考えながら保育のニーズを精査していく必要がある〔第16回・原参考人〕
- いろいろな形の就労があり、例えば週1~3日、定期的に保育を利用する一時保育・特定保育のような場を拡充することが有効であり、効率的でもあると思う。ただし、こうした非定型的な保育と恒常的な保育を同じ仕組みの中に収めることは、必ずしも良いとは思えない。〔第16回・遠山参考人〕
- 認可保育所以外にも多様な受け皿がある一方、全く経済的支援がないが、すべて認可保育所だけでフォローするのは現実的に無理であり、様々なサービスに対して支援が行われることが大事。 適用の仕方は慎重にしつつも、一定の基準を満たした多様なサービスに利用券が使える仕組みとすることも一つの検討課題。 〔第13回・宮島委員〕
- 今の日本は、非常に多様な働き方をしており、定型的な認可保育所による保育サービス だけでニーズに応じきれていない。〔第13回・内海委員〕
- 多様な働き方に対応していく公的責任をどう果たすかを考えるべき。〔第15回・内海委員〕
- 「多様なニーズに応える」というよりはむしろ、「児童福祉的な観点」から、早朝・夜間保育 を専門に扱うような認可保育所を積極的に作る必要があるでは。〔第15回・杉山委員〕

○ 保育所と利用者が 向き合いながら、質の 向上を促す仕組みの 要請	○ 認可保育所は、利用者と保育所の間で、なかなか1対1の向かい合った会話が必ずしもできていないところがあると感じている。子どもにとってどのような保育が良いのか一緒に考えていきたいのに、今は仕組みとして必ずしもそうなっていない。意見を言っても、市区町村の決定だからということで、利用者と保育所の関係の中で完結しない。〔第12回・宮島委員〕
	○ 保育園は、選択のところに行政が入るので、声がなかなか届きづらい。利用者と保育所が 乖離しては保育園が保育園たる機能というのがもったいないというか、そこがつながっていて こそというような部分もある。〔第16回・原参考人〕
	○ 保育の質について、行政や保育所だけが考えるのではなく、保護者を巻き込みながら考える、親の選ぶ目を尊重できるような仕組みもできたらよい。〔第16回·原参考人〕
○ すべての子育て家 庭への支援の必要性	○ 専業主婦の方々の負担感・孤立感の大きさを見ると、これでは出産希望の実現は無理。 〔第12回・庄司委員〕
	○ 第三者の人と遊んでくれる姿を見るだけでもうれしいと思う。それぐらい子育ては逼迫しており、純粋に誰かとつながっていることが感じられる場として地域子育て支援拠点事業は有意義。〔第16回·原参考人〕
	○ 就労支援としての保育所が潜在ニーズを満たしたとしても、なお半数近い女性が子育てに 専念する状況。一時預かりも導入した親子育ちの場をつくる必要。全戸訪問事業から連続 した地域の子育て支援が必要。虐待は孤独で密室化した家庭で多く起こっている。〔第13 回・内海委員〕
	〇 専業主婦家庭も含め、地域の子育ての相談的な機能が非常に求められている。〔第12 回・清原委員〕
	○ 少子化対策という視点からすると、もっと地域子育て支援事業や一時預かりのような、在 宅子育て家庭に支援を入れる必要があり、バランスを欠いている。〔第16回・杉山委員〕

地域の保育機能維
寺の必要性

- 待機児童解消と、児童が急速に減少する地域での保育機能の維持・向上という両方の課題を、地域の実態の差を把握しながら考えていくことが必要。〔第12回・清原委員〕
- 少子化になると、仲間遊びが確保されず、大人の目が行き届きすぎ、子どもの育ちが貧弱・窮屈になってしまう。子ども自身の発達のために、子どもの数が必要。〔第12回・内海委員〕
- 地域の保育機能の維持が問題となる自治体が今後とも増えていくと感じる。〔第12回·山 縣委員〕
- 現行制度のままでは、都市部と地方部に課題が二極化した状況に対応できない。運用上で解決できない制度的な課題をクリアにする必要。〔第12回・吉田委員〕(再掲)
- 都市部の問題と地方の問題を分けて議論した方が良い。〔第12回・大石委員〕
- 子どもの発達には、子ども同士の関わりが欠かせない。過疎の子どもが少なくなった地域 ・ にこそ保育所を残さなければならない。〔第15回・藤森参考人〕
- 多額の公費投入を 受ける制度としての透 明性·客観性·効率 性·公的役割の明確 化の要請
- 財源問題は前面に出すべき重要なポイントであり、だからこそ、こうした仕組みの再検討が 重要になっている。保育サービスを提供しているところへの財源の公正・公平な配分も重要。 〔第12回・清原委員〕
- 財源の程度と政策のプライオリティ付けは相関関係にあるので、財源についての議論が必要。〔第12回·福島委員〕

2 保育サービスの必要性の判断基準

- 女性の労働市場参加の進展、働き方の多様化等、近年の諸課題への対応
- 多様な働き方を前提とした保育サービスの提供を考えるべきであり、昼間に限定すべきでない。また、短時間就労者の必要度とフルタイム就労者の必要度は同じであるべき。〔第 12回・佐藤委員〕
- · 就労時間帯を問わない保障の方向性
- 短時間の保育サービスも利用できるようにすべきだが、保育所以外の形態での提供も考慮されるべき。〔第12回·大石委員〕
- · 就労量に応じた保 障の方向性
- 短時間就労に対して対応することは当然。〔第12回・小島委員〕

- ・求職中の取扱い
- 今までの認可保育所は、朝から夕方まで、毎日来ることを前提にした保育を行ってきたが、 やはり短時間就労者にも保育は必要。〔第12回・庄司委員〕 (再掲)

- 利用者の必要量に 応じたサービス量の認 定の仕組みの必要 性・保障すべき上限量
- 現在の基準はall or nothingに近く、保育所を利用できるかできないかという答えしかない。 もっとこまめに考えるべき。〔第12回・山縣委員〕
- 一時保育を始めて分かったことは、これまでは保育を利用する人たちと利用しない人たちは、いわばオール・オア・ナッシングの関係になっており、フルに預けてフルに働くか、あるいは子育てに専念するかのどちらかの型しか選べないが、その中間には非定型的に保育を必要とする人たちが潜在的に多数いるということ。〔第16回・遠山参考人〕
- 多様な働き方を前提とした保育サービスの提供を考えるべきであり、昼間に限定すべきでない。また、短時間就労者の必要度とフルタイム就労者の必要度は同じであるべき。〔第12 回・佐藤委員〕(再掲)
- 就労時間を最優先した判断基準でよいのか。〔第12回・小島委員〕
- 自治体の立場からは、短時間就労者であっても、求職者にも、必要な方にはサービス提供したい思いだが、実際に定員の制約がある中で、どのような優先順位を付けていくか。そのときの重み付けの基準は何なのか整理が必要。私立の保育所からは公共性をもって自治体が引き続き判断して欲しいという声があるように、難しい問題。〔第12回・清原委員〕
- サービスの必要性の判断は、具体的な入所の判断とは分けて、必要性があるかないかで 判断されるべき。必要性がある人の中でどの人を優先させるべきかは別の基準としなけれ ばニーズが潜在化してしまう。〔第12回・佐藤委員〕

○ 同居親族要件のあ り方	
○ 専業主婦を含めた すべての子育て家庭 への支援の必要性と 内容	○ 専業主婦の方々の負担感・孤立感の大きさを見ると、これでは出産希望の実現は無理。 〔第12回・庄司委員〕(再掲)○ 専業主婦に対する保育サービスの保障も今後考えていく必要がある。(第12回・小島委員)
	○ 就労支援としての保育所が潜在ニーズを満たしたとしても、なお半数近い女性が子育てに 専念する状況。一時預かりも導入した親子育ちの場をつくる必要。全戸訪問事業から連続 した地域の子育て支援が必要。虐待は孤独で密室化した家庭で多く起こっている。〔第13 回・内海委員〕(再掲)
	○ 専業主婦家庭も含め、地域の子育ての相談的な機能が非常に求められている。〔第12 回·清原委員〕(再掲)
	○ 地方の場合、定員の余裕があれば、私的契約児として入所しているケースがあるが、何らかの必要性を感じて入所しているのに、公的にはノータッチとなっている。〔第12回・吉田委員〕

○ 専業主婦を含めた すべての子育て家庭 への支援の必要性と 内容

(続き)

○ 小さいうちは自分の手で育てたいが家に閉じこもりたくはない親が、一時保育を経験し、保育の場が決して子どもに対してマイナスではなくてむしろプラスだということがわかっていき、そして仕事と子育ての両立の道に踏み出していくという意義もある

これまでのようにオール・オア・ナッシングではない生き方を保障するような、中間的な保育ニーズに応える場が重要。〔第16回・遠山参考人〕

- 国による最低限保 障されるべき範囲の明 確化と、その上で地域 の実情に応じた対応を 可能とする仕組み
- ・ 地域の供給基盤に応じて 判断基準を決められる現 行の仕組みの課題
- ・ 母子家庭・父子家庭・虐 待ケースなど特に保障の必 要性の高い子どもの利用保 障

- 同じ自治体であっても、今日と明日で「保育に欠ける」旨の判断基準が変わってしまう事例もある。〔第12回·吉田委員〕
- 最低限保障すべき範囲と、自治体に合わせた独自の判断基準の問題をどのように成立 させていくかが課題。〔第12回・小島委員〕

必要性が高い子どもの利用確保のための仕組み(事業者による選別が起こらない仕組み)

- どのような利用方式をとった場合でも、優先度の判断と、優先度の高い子どもから優先的に受け入れがなされる仕組み、例えば直接契約とする場合には応諾義務のような仕組みが必要。〔第12回·第13回·小島委員〕
- 市町村にサービス提供基盤の整備責任をきちんと課すことが必要。後は、仮に直接契約であっても、応答の責任があれば問題ないのではないか。〔第13回·山縣委員〕
- 事業者の応諾義務は医療も介護もかかっており、当然に必要。〔第13回・小島委員〕
- 従来、市町村が保護者と保育所の間にいたことのメリットとして、母子家庭・父子家庭、虐待ケースや障害児について、市町村が支援のネットワークを形成しており、各機関が連携して保育サービスへつなげてきた。契約関係の新たな形を考える際も、こうした支援のネットワークに必ずつながることが重要。〔第13回・清原委員〕
- 保護者が十分に判断ができない場合に、介護保険のケアマネジメントのような意思決定を 補佐する仕組みが必要。〔第12回·第13回山縣委員〕
- コーディネーターのような人がいて、子どもを見て、親と話し合いながら、認定、利用申込みとつなげていく等、利用しやすい流れができると有り難い。〔第13回・杉山委員〕
- 保育は最終受益者である子どもと、選択者である親が一致しないが、第三者的立場で コーディネートやアドバイスができる役割を、市町村が設置するような仕組みが必要。〔第13 回・駒村委員〕
- いろいろな問題を調整したり、コーディネートをするファミリーソーシャルワーカー的な存在が必要。〔第13回·吉田委員〕

○ 必要性が高い子ど もの利用確保のため の仕組み(事業者に よる選別が起こらない 仕組み)

(続き)

- 現行の民法などの大原則は、子どもの利益は基本的に親権者や後見人が考えることになっている。その上で、子どもの利益と親の利益が一致しないも出てくるので、そこは何らかの形で子どもの利益を守る仕組みが必要。〔第13回・岩村委員〕
- 保育が必要であるのに親が契約する意思がない場合は、応諾義務は機能しない。社会 的養護なのか保育の措置なのか、制度設計を考える必要。〔第13回·岩村委員〕
- 保育が必要であるのに利用の申込み自体をしない親に対しては、現行制度では、社会的養護と、保育の勧奨の2つの仕組みがあり、次々に新たな制度を設けるより、これらの仕組みを有効に機能させることではないか。〔第13回・山縣委員〕
- 直接契約を考えた場合には、利用手続について公正な審査を保障する仕組みが重要な 課題。〔第13回·清原委員〕
- 必要性の高さについては、発達障害を含めた障害児に対する視点も明確に入れておく必要があるのではないか。〔第13回·清原委員〕

3 利用方式のあり方を中心とする保育サービスの提供の仕組みについて

○ 判例上も、保育の実施義務の例外である「その他適切な保護」としての措置の選択については、市町村の広い裁量に委ねられており、認可保育所と同等のレベルのサービスの提供や、補助が求められているものではない。〔第13回・岩村委員〕
○ 障害者自立支援法の例では、行政がサービスの必要量を個別的に判断し、その判定があれば、自分の選んだ事業者からサービスを受けられ、市町村から給付が支払われるというメカニズムになっている。契約だけで自由に利用ということになるとコントロールが効かないので誰に受給権があるか行政による判定があることがポイントの一つ。〔第13回・岩村委員〕
│ ○ 地域ごとに保育サービスが違ったとしても基本的に全員にサービス提供するということが、 一つの公平性。〔第12回・佐藤委員〕
○ 保育実施義務の例外規定の問題は、行き着く先は量の問題、財源の問題があるが、やは り考えていかなければならない。〔第12回·小島委員〕
○ 待機児童が存在する、又は、潜在的な待機児童が見込まれる市町村においては、保育 の実施義務に例外を認めるべきでない。〔第14回·吉田委員〕
○ 必ずしも契約方式ではなく、供給量が足りない中で、どうやって質を担保して量を増やすか、 受給権をどう保障し、市町村が果たすべき責任は何かを御議論いただいた。〔第13回・大 日向部会長〕
○ スウェーデンでは、保護者の希望があれば保育を用意することを市町村の義務とし、待機 児童が大幅に減ったと聞いている。〔第13回·内海委員〕
(前ページに同じ) 14

- サービスの必要性・ 必要量の判断と受入 保育所の決定が一体 的に実施されている 現行の仕組みの課題
- 待機児童は現に認可保育所に申込んで待っている人。最初から申込むことを諦めてしまっている人たちがたくさんいる。他の社会保障制度に比べニーズが潜在化している。〔第 12回·宮島委員〕(再掲)
- 待機児童を発生させないために、入所申込み時点で、いわば窓口規制をしてしまう例が 少なくない。現在の仕組みは、保育が必要な場合も、ワンストップで断りができてしまうリスク がある。〔第12回・吉田委員〕
- 保育所に実際入れるかどうかとは別に、まずは、保育の必要がある子どもであるということ を、きちんと見る制度にするべきである。〔第12回·宮島委員〕
- 利用者が市町村に対する認定の手続と、保育所への利用申込みの二段階の手続が必要となるとしても、やはり認定により受給権が発生するということはとても大事。〔第13回·杉山委員〕
- 介護保険や障害者の給付は、サービスの必要性・必要量の判断が独立して行われ、それに基づいて受給権が発生し、サービス提供基盤の整備責任も明確にされているが、行政としてのサービス整備責任の明確化という面で保育においても必要。〔第12回・小島委員〕
- サービスの必要性の判断は、具体的な入所の判断とは分けて、必要性があるかないかで判断されるべき。必要性がある人の中でどの人を優先させるべきかは別の基準としなければ潜在化してしまう。〔第12回・佐藤委員〕(再掲)
- 市町村と利用者の間に、利用認定、要保育認定のようなものが置かれ、その利用権を基に、保育所と利用者で、こういうサービスを受け、かかる費用はいくらという契約をし、事業者には必要なサービスを提供する責任が課せられる、といった関係ではないか。その上で、不服申立てや第三者評価の仕組みで全体のバランスを担保する。〔第13回・山縣委員〕

○ サービスの必要性・ 必要量の判断と受入 保育所の決定が一体 的に実施されている 現行の仕組みの課題 (続き)	 ○ サービスの必要性の判断に際して、当該市町村の保育サービスの供給状況を考慮に入れられる仕組みとしてしまったら、現行制度と変わらなくなってしまう。〔第13回・岩村委員〕 ○ 保育サービスの供給者を拡大すると、現行のようなサービスの必要性だけでなく、受入保育所を行政が決定する仕組みは、事務量の増大のため、コスト増と非効率化をもたらす。〔第14回・岩村委員〕
○ サービス提供基盤 の整備責任の明確化	○ 家庭的保育なども含め保育サービスの範囲は少し緩やかで良いが、サービスの整備責任と、要件を満たす人に対応する責任を、法律に明示すべき。〔第13回・山縣委員〕
	○ 量が足りないときに、市町村に保育所をどんどんつくる責任があると考えるのか。それはあまり現実的でないとなると、むしろ、一定の基準をかけて、多様な主体の参入を促すという形がある。介護保険などは、市町村が直接つくるという形ではなく、整備計画を立て、それに従って努力させる行政手法。〔第13回・岩村委員〕
○ 認可基準など一定 の基準によるサービスの 質の確保の仕組みの必 要性	○ サービスの質の確保の観点からは、一定の基準をクリアした事業者を指定し、その中で選択するということは当然必要。医療も介護もまさにそういう仕組みになっている。〔第13回・小島委員〕
	○ 事業者と利用者の間の契約方式にするとなると、需要を掘り起こし、供給が足りなくなるおそれがあるので、様々なサービスについて、質の確保との関係でどこで基準を設定するのかが一番のポイント。〔第13回・岩村委員〕
	○ 基準により、保育サービスを直接受ける子ども達の視点をいかに担保できるかということが 重要。〔第13回・清原委員〕

○ 保育所と利用者の 当事者間でサービス の向上等に取組むこと を促す仕組み

- 認可保育所は、利用者と保育所の間で、なかなか1対1の向かい合った会話が必ずしもできていないところがあると感じている。子どもにとってどのような保育が良いのか一緒に考えていきたいのに、今は仕組みとして必ずしもそうなっていない。意見を言っても、市区町村の決定だからということで、利用者と保育所の関係の中で完結しない。〔第12回・宮島委員〕(再掲)
- 質を考える上では、ソフト面の親の満足感や、園と一緒に子どものことを考えられるかといったことも考慮すべき。〔第12回·宮島委員〕
- 利用者のニーズに応じた利用を保障する仕組みの構築が急がれる。そのため、利用者と 事業者が直接契約を結び、事業者側がニーズに即した良質なサービスを追求できる体制 が必要。〔第13回·今井参考人〕
- 必要な供給量の保障の下では、サービスを提供者と利用者が向かい合うのがごく普通のことであり、セーフティーネットの整備や行政が必要な関与をするという制度設計が普通。 〔第13回·吉田委員〕
- 保育所と利用者の間に市町村が入ることにより、当事者意識が削がれるという点は、市町村関係者としてはやや不適切と考えるが、市町村が質の高いサービスのために一定の役割を果たす必要がある。〔第13回・清原委員〕
- 利用者と保育所の間に、契約関係を発生させることが必要ではないかと思うが、そのことで、市町村と保育所、市町村と利用者の間の関係について、中身が変わることがあっても、関係が消えるというようなことではないのではないか。〔第13回・山縣委員〕
- 必ずしも契約方式ではなく、供給量が足りない中で、どうやって質を担保して量を増やすか、 受給権をどう保障し、市町村が果たすべき責任は何かを御議論いただいた。〔第13回・大 日向部会長〕(再掲)

○ 利用者の手続負担 や保育所の事務負担 に対する配慮 ○ 選択が可能なのかという状況の中、親たちにそれを100%投げたときに、家庭自体が孤立してしまうのではないかという危惧がある。

選択が可能となったときには、選ぶための情報提供や相談支援、その後の苦情処理の仕組み等の、間接的な支援をどのように確立するか。中間をつなぐケアマネジメントのような体制が必要ではないか。〔第16回・原参考人〕

- コーディネーターのような人がいて、子どもを見て、親と話し合いながら、認定、利用申込みとつなげていく等、利用しやすい流れができると有り難い。〔第13回·杉山委員〕(再掲)
- 保育は最終受益者である子どもと、選択者である親が一致しないが、第三者的立場でコーディネートやアドバイスができる役割を、市町村が設置するような仕組みが必要。〔第13回・駒村委員〕(再掲)
- いろいろな問題を調整したり、コーディネートをするファミリーソーシャルワーカー的な存在が必要。〔第13回·吉田委員〕(再掲)
- 認証保育所の場合、入所の可否がスピーディーにわかり、また働き方の変化に応じて柔軟に利用形態を変えられる。〔第13回・吉田委員〕
- 利用者の手続負担については、利用者の選択権とどちらに重点を置いて考えるかの問題。 〔第13回·小島委員〕

,	○ 所得にかかわりなく 一定の質の保育サー ビスを保障するための 公定価格の必要性	○ 従来、公定価格により、価格の信頼性、安定性、公正さといったものが担保されてきた。しかし、自由価格となった場合、良さもあるかもしれないが、質ではなく需給関係で価格が上昇傾向になってしまうのではないか。 また、現行制度では、所得に応じた配慮がなされているが、自由価格となれば、多様な価格帯が生じ、選択範囲が広がるメリットがある一方、大変不安定な状況が生じるのではないか。価格については保護者は敏感。〔第13回・清原委員〕
		○ 公定価格の範囲が全部にかかるのか、オプションにはかからないのかについても、いずれ考える必要がある。〔第13回·駒村委員〕
		○ 付加価値的に提供するサービスについては、事業者の裁量で決められる仕組みで良いのではないか。そうすることにより、より良いサービス提供ができる。〔第18回・中村参考人〕
		○ 価格については、定型的保育サービスをどう捉えるかによって変わってくる。 基本的に公定価格が必要と思うが、もう少しきめ細かな議論が必要。〔第13回・吉田委員〕
		○ 認証保育所の利用者で認可保育所に入りたい人の多くは、契約方式などではなく、保育料の問題。利用料の水準は大事な問題。〔第13回·吉田委員〕
	○ 給付費の支払い方 式	
	○ 利用者負担の徴収 方法	